

北上市告示甲第96号

北上市ごみ袋等取扱店要綱（平成20年北上市告示甲第43号）の一部を次のように改正し、令和5年1月1日から施行する。ただし、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の北上市ごみ袋等取扱店要綱の規定により燃えないごみ袋を取り扱う取扱店の標識については、当該ごみ袋が現存する間、なお従前の例による。

令和4年11月16日

北上市長 高橋敏彦

改正前							改正後						
様式第3号（第7関係） [略]							様式第3号（第7関係） [略]						
区 分		手数料			取扱単位 1セット(10枚入)		区 分		手数料			取扱単位	
家庭ごみ手数料	燃えるごみ袋	401	1枚	63円	1セット	630円	家庭ごみ手数料	燃えるごみ袋	401	1枚	63円	1セット (10枚入り)	630円
		301	1枚	47円	1セット	470円			470円				
		201	1枚	31円	1セット	310円			310円				
		101	1枚	15円	1セット	150円			150円				
	燃えないごみ袋	401	1枚	63円	1セット	630円	燃えないごみ袋	401	1枚	63円	1セット	315円	
		301	1枚	47円	1セット	470円		301	1枚	47円	1セット (5枚入り)	235円	

		201	1枚	31円	<u>1セット</u>	<u>310円</u>
		101	1枚	15円	<u>1セット</u>	<u>150円</u>
	シール券		1枚	100円	1枚	100円

[略]

		201	1枚	31円		<u>155円</u>
		101	1枚	15円		<u>75円</u>
	シール券		1枚	100円	1枚	100円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。